

佐賀県有明海区漁業調整委員会

告示第一号

松浦海区漁業調整委員会

佐賀県有明海区漁業調整
海区漁業調整委員会事務局設置規程（昭和五十二年
松浦海区漁業調整委員会

委員会

告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十五日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 川 崎 守

松浦海区漁業調整委員会

会長 川 寄 和 正

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ
繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。